

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ

柴田郡大河原町字小島2-1 外

二 市町村の意見

- 1 交通安全について、交通混雑が予想される土曜・日曜・祝日等には、駐車場入口及び周辺道路に交通整理員を配置するなどして、路上駐車を防ぎ、歩行者・自転車の安全確保、車両の円滑な通行の確保に努められたい。
- 2 騒音について、店舗は住宅街にあるので、「駐車中はエンジン停止」を促す表示をするなど、適切な騒音対策を講じられたい。
- 3 廃棄物の管理について、これまで以上にゴミの減量化とリサイクルの促進に努めるとともに、定期的に周辺の清掃活動を実施し、環境保全に努められたい。
- 4 青少年の非行防止について、午後11時までの営業は青少年の非行防止を含めた諸問題が懸念されるので、営業時間中はもとより営業時間外においても、青少年の非行防止対策に十分配慮され、犯罪・事故防止に努められたい。また、駐車場については、利用時間外は出入口を閉鎖するなどの対策を講じられたい。

三 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

四 縦覧期間

平成18年2月28日から平成18年3月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）